

令和8年4月6日

保護者様

川崎市立中原中学校
校長 住吉 幸代

特別警報及び暴風警報・暴風雪警報発令時等における 臨時休業について(お知らせ)

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、川崎市では「特別警報」(各警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される警報)及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されたときの生徒の安全確保について次のように対応しておりますので、お知らせいたします。内容をご確認いただき、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます

1. 神奈川県全域、または県内の一部(川崎市に限りません)に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、生徒の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報(「大雪警報」や「大雨警報」等)が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続していた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて対処いたします。
3. 生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なる恐れのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。
いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、ミマモルメでお知らせいたします。
4. その日一日を臨時休業とした場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。

上記の点について、ご不明な点につきましては、教頭(Tel 7 2 2 - 3 3 9 6)までお問い合わせください。